

HW/SW等の購買条件

第1条 (総則)

1. 乙は、注文書記載の物品（以下「物品」という。）を注文書記載の期日に納入する。物品の契約金額は注文書記載のとおりとする。乙の帰すべき理由により納入日までに物品を甲に引き渡すことができない場合には、乙は遅滞日数1日につき契約金額の千分の一に相当する金額を違約金として支払う。
2. 乙が注文書に対する請書を発行することにより契約が成立する。

第2条 (仕様変更)

1. 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知して、物品の仕様等を変更することができる。
2. 前項の場合において、契約金額又は納入期日を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定める。

第3条 (納入期日の変更)

1. 乙は、納入期日が遅延する恐れのあるときは、直ちにその理由及び遅延日数を甲に通知する。
2. 甲は、前項の場合において、納入期日の遅延がやむを得ないと判断したときは、これを認める。

第4条 (検査及び引渡し)

1. 甲は、物品を受領後遅滞なく検査を行ない、合否を乙に通知する。検査合格の日をもって引渡し日とする。
2. 前項の検査に不合格の場合又は過剰品があった場合には、速やかに当該物品を乙の費用および危険負担において返却する。不合格品については、甲の指示に従い、直ちに代品を納入するか又はこれを修補し、甲の再検査を受ける。
3. 前項において、相当期間内に乙が引き取らないときは、甲は乙の責任と費用負担で当該物品を搬移し、又は他に保管させることができる。

第5条 (所有権の移転)

物品の所有権の移転は、検査合格のとき乙から甲に移転する。

第6条 (危険負担)

甲が物品を受領する前に生じた物品の滅失、毀損、変質その他の危険は、乙が負担する。

第7条 (契約不適合)

甲は、第4条の引渡し物品について、種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであることを第5条に定める所有権移転の日から起算して一年以内に、発見したときは、乙に対して速やかに通知し、その修補ないしは代替品の納入を請求し、又は修補ないしは代替品の納入と共に損害賠償を請求することができる。

第8条 (第三者の権利)

乙は、物品について第三者に属する知的財産権を侵害していないことを保証するものとする。甲又は甲顧客が知的財産権を侵害したとして第三者からクレームを受けた場合乙は自らの責任で甲及び甲顧客を免責せしめ、且つ、乙は物品について甲又は甲顧客が使用を継続できるよう第三者から権利を買取る又は使用許諾を受けるものとする。第三者からのクレーム又は物品を使用できなくなったことにより甲又は甲顧客に損害が生じた場合、乙は甲又は甲顧客に生じた一切の損害（合理的な弁護士費用を含む）を賠償しなければならない。

第9条 (契約金額の支払い)

1. 物品の代金に係わる請求書を当月末日までに提出したものについて、翌々月末日までに銀行振込により、これを乙に支払う。消費税は別途、加算され請求される。尚、振込手数料は甲の負担とする。
2. 甲の帰すべき事由により物品代金の全部又は一部を前項の支払約定日までに支払うことができない場合、乙は、甲に対し、支払約定日の翌日より支払いの日までの日数に応じ、物品代金のうち、支払いが行われていない料金に対し年利3%を乗じて計算した金額を遅延損害金として請求することができる。遅延損害金に1円未満の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てるものとする。

第10条 (梱包・運送費用及び保険料)

乙は、別段合意のない限り、物品の梱包、運送費用及び保険料を負担する。

第11条 (機密保持)

1. 本契約において「機密情報」とは、本契約に関連していずれかの当事者が相手方に対し、(1)機密と明記のうえ開示した情報、(2)口頭

で機密と告げたとえで開示した情報のうち、開示後14日以内に文書により機密である旨を通知した情報、及び(3)営業秘密（不正競争防止法第2条第6項の定義するもの）を意味するものとし、「開示当事者」とは、本契約にもとづき機密情報を相手方に開示する当事者、「受領当事者」とは、機密情報の開示を受ける当事者をそれぞれ意味するものとする。

2. 受領当事者は、開示当事者から開示を受けた機密情報を善良な管理者の注意をもって、受領後5年間、機密に保持するものとし、業務上の必要がある自社又は「関連会社」の従業員以外には、開示又は使用させないものとする。
3. 本契約は、受領当事者が保有する次の各号にかかげる情報には適用されない。
 - 1) 機密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - 2) 独自に開発した情報
 - 3) 第三者から正当に入手した情報
 - 4) 受領当事者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
4. 受領当事者は、本契約が終了したとき又は開示当事者が請求したときはただちに、開示当事者の機密情報を含むすべての資料を返還又は破棄するものとする。
5. 「関連会社」とは、次の各号にかかげるものをいう。
 - 1) 甲又は乙の議決権付株式又は証券の半数以上を直接又は間接に所有又は支配している法人その他の団体
 - 2) 前号所定の団体が、議決権付株式又は証券の半数以上を直接又は間接に所有又は支配している団体

第12条 (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、なんらの通知、催告を要せず即時に本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 1) 正当な理由によらないで本契約の全部もしくは一部を履行しないとき
- 2) 乙の責に帰すべき事由により、納入期日までに契約を履行する見込みがないと認められるとき
- 3) 乙の資産、信用又は事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれが認められるとき

第13条 (損害賠償)

1. 乙は、前条のいずれかに該当したこと、もしくは本契約に基づく債務を履行しないことにより甲に損害を与えた場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、甲に生じた損害を賠償する。
2. 甲が物品に関し第三者より特許権その他の権利の侵害を理由として損害賠償の請求を受けたときは、乙は弁護士費用を負担する他甲の一切の損失を補償する。
3. 乙は物品の欠陥から甲に生じた生命、身体または有体物の損害に対する賠償責任を負うものとする。

第14条 (権利義務の譲渡の制限)

乙は、甲の書面による承諾なしに、本契約に基づく権利・義務を第三者に譲渡してならない。

第15条 (管轄裁判所)

本契約に関する訴訟については東京地方裁判所をもって専属的管轄裁判所とする。

第16条 (協議)

本契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則にもとづき協議し、円満にその解決にあたる。

第17条 (その他)

1. 本契約が解約または終了した場合であっても、第7条（契約不適合）、第13条（損害賠償）、第14条（権利義務の譲渡の制限）、第15条（管轄裁判所）は有効に存続するものとする。
2. 乙は、本契約の一部または全部を甲の書面による事前同意を得た上で、第三者に再委託することができるものとする。この場合、乙は、当該第三者との契約において、本契約に基づく乙の義務と同等の義務を第三者に負わせるとともに第三者の行為につき甲に対し、直接責任を負うものとする。
3. 本契約の解釈は、日本国法に準拠する。

(2020.04.01) B01-01-1